

年次有給休暇

パートタイム労働者（短時間労働者）の年次有給休暇日数

1年間の所定労働日数（週以外の期間によって労働日数が決められている場合）	継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数								
	6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月 以上		
週所定労働時間 30時間以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日		
週所定労働時間が30時間未満	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

パートの年休日数はフルタイム労働者に準じ、週の所定労働時間と所定労働日数（または年間の所定労働日数）で決まります。所定労働時間が週30時間以上（もしくは週5日以上勤務）であれば、フルタイム労働者と同じ日数の有給休暇です。所定労働時間が30時間未満（かつ週4日以下）の場合、勤務日数に応じて年休が与えられます。（上記の表参照）

●時間外手当は払われていますか

残業は通常25%増、法定休日出勤の場合は35%増の賃金を支払わなければなりません。

長崎県の最低賃金

最低賃金件名	時間給	効力発生日
長崎県最低賃金	715円	H28.10.6

産業別最低賃金	はん用・生産用機械器具製造業	829円	H29.1.1
	電子、電気機械器具製造業	765円	H28.12.30
	船舶製造・修理業 船舶機関製造業	832円	H28.12.28

最低賃金に算出しない賃金・手当

- (1) 精皆勤、通勤、家族手当
- (2) 時間外手当等割増賃金、賞与等
- (3) 臨時の賃金

働く仲間の労働110番

つくろう！職場に労働組合を！

労働相談

3月13日(月)～17日(金) 10時～17時

長崎地区労

(TEL) 095-824-5788